# 定期積金規定

熊本県信用組合

#### 1 (掛金の払込み)

この積金は、証書面または通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書または通帳を持参してください。

#### 2 (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

#### 3 (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書または通帳記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

#### 4 (給付補填備金等の計算)

- (1) この積金の給付補填備金は、証書または通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、第3号によって計算し、この積金の掛金 残高とともに支払います。
  - ② この積金を第9条第1項により満期日前の解約をする場合および第9条第4項もしくは第5項により解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、第3号によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
  - ③ 第1号、第2号の期間に応じた計算は、次によります。ただし、Bの利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。
    - A 初回払込日からの期間が12か月未満のもの・・・・・解約日の普通預金利率
    - B 初回払込日からの期間が12か月以上のもの……約定年利回×60%

(小数点第3位以下は切捨てます。)

④ この計算の単位は1円とします。

### 5 (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書または通帳記載の利回りに準じて計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

#### 6 (満期日以後の利息)

満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

## 7(反社会的勢力との取引拒絶)

この積金口座は、第9条第5項第1号、第2号アから力および第3号アから才のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第5項第1号、第2号アから力または第3号アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金をお断りするものとします。

#### 8 (取引の制限等)

- (1) 当組合は、積金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金者から正当な理由な <指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金者の回答、具体的な取引の内容、積金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいすれの取引の制限についても、積金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが 合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する積金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該積金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

# 9 (解約)

- (1) この積金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの証書または通帳とともに当店又は他の店舗に提出してください。ただし、一部の口座においては取引店以外でお取り扱いできない場合もあります。
- (3) 前(1)、(2)項にかかわらず、この積金口座の名義人に相続が開始し、当組合が積金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意 (遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ)による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の 定めがある場合等にはこの限りではありません。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、 通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または積金口座の名義人の意思によらすに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この積金の積金者が第13条第1項に違反した場合
  - ③ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの 積金を解約することができるものとします。
  - ① 積金者がこの積金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - ア. 暴力団
  - イ.暴力団員
  - ウ. 暴力団準構成員
  - 工. 暴力団関係企業
  - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - 力. その他前各号に準ずる者
  - ③ 積金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - ア. 暴力的な要求行為
    - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - エ、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
    - オ. その他前各号に準ずる行為

# 10 (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人

を求めることがあります。

(3) 証書を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

#### 11 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 12 (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、払戻請求者等が請求等の権限があると当組合が過失なく判断して行った取扱いは、有効な取扱いとします。

# 13 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および証書(または通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

#### 14 (保険事故発生時における積金者からの相殺)

(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この積金に、積金者の当組合に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、積金証書または通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出 してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対 する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
  - ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は証書または通帳記載の年利回りを適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 15 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづいて、変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームペーシへの掲示その他の方法により周知するものとします。
- (3) 前2項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上